

閲覧用

東松山市国土強靭化地域計画 (案)

令和 4(2022)年 3 月
(令和 8(2026)年 4 月改定)

東松山市

目次

第1章 計画の概要	1
1-1 計画の趣旨	1
1-2 位置付け	1
1-3 計画期間と構成	2
1-4 計画の進捗管理	3
1-5 本計画と SDGs	4
第2章 本市の概況と想定する災害	5
2-1 地理的特性と人口	5
2-2 過去の災害	9
2-3 想定される災害	10
第3章 強靭化の基本的な考え方	14
3-1 基本目標	14
3-2 事前に備える目標(行動目標)	14
第4章 脆弱性の評価と強靭化に向けた推進方針	15
4-1 脆弱性の評価の考え方と方法	15
4-2 「起きてはならない最悪の事態」の設定と重点的に推進する取組	15
4-3 施策分野の設定	17
4-4 脆弱性の評価結果と強靭化に向けた推進方針	18
第5章 強靭化に向けた役割	48
5-1 市民の役割	48
5-2 民間企業の役割	48
5-3 医療機関の役割	48
5-4 行政機関の役割	48

第1章 計画の概要

1-1 計画の趣旨

平成25(2013)年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「基本法」という。)が制定され、翌平成26(2014)年6月には、国土強靭化に関する国の計画の指針となる「国土強靭化基本計画」(以下「基本計画」という。)が定められました。令和5(2023)年6月には基本法の改正が行われ、これに伴い同年7月に基本計画が変更されています。

埼玉県においては、平成29(2017)年3月に「埼玉県地域強靭化計画」(以下「県地域計画」という。)が策定された後、令和4(2022)年3月には、埼玉県5か年計画の策定等を踏まえた改定が行われました。

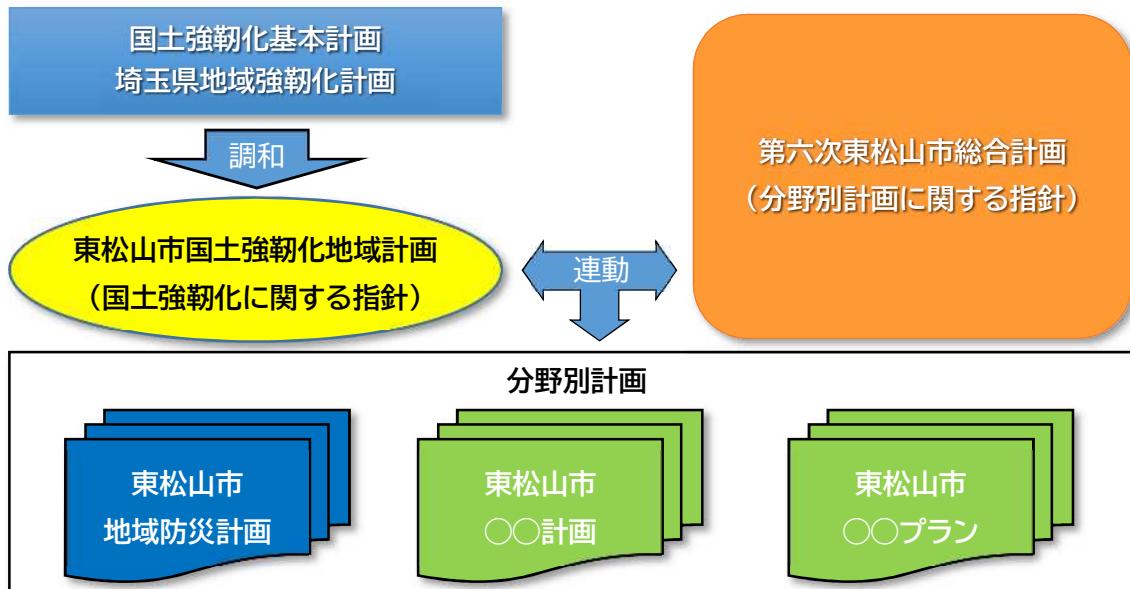
本市では、令和元年東日本台風等の自然災害によって、甚大な被害が発生しており、過去の災害から学んだことを生かし、同様の事態を繰り返さないことが重要です。大規模自然災害が発生しても、市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、誰もが快適に暮らせる安全なまちを目指すため、「東松山市国土強靭化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

1-2 位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靭化地域計画」として、本市における強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。基本計画及び県地域計画との整合を図るとともに、「第六次東松山市総合計画」や「東松山市地域防災計画」等と連動しながら、本市の分野別計画の強靭化に関する指針となるものです。

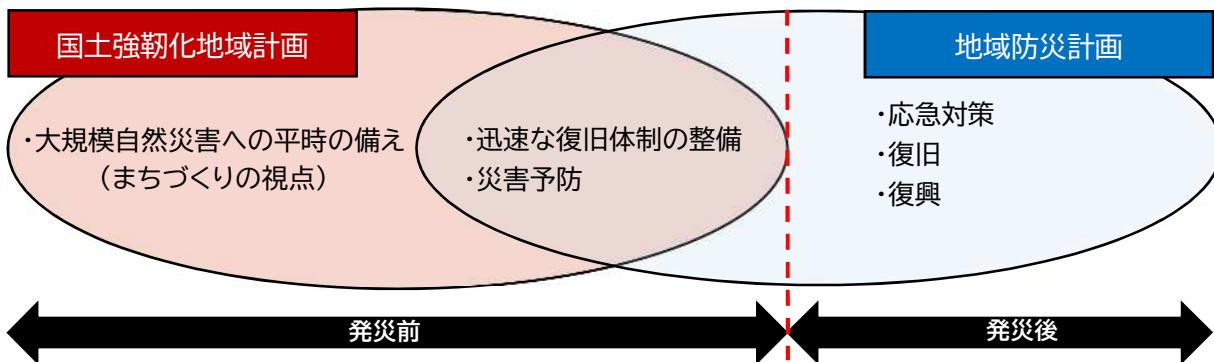
なお、本計画は発災前の平時における施策を対象とした計画です。これに対して、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」は、発災後の応急復旧に向けて、役割ごとに実施主体の取組内容を明確にすることを中心とする計画となっています。

◆国土強靭化地域計画と関連計画の位置付け



第1章 計画の概要

◆国土強靭化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

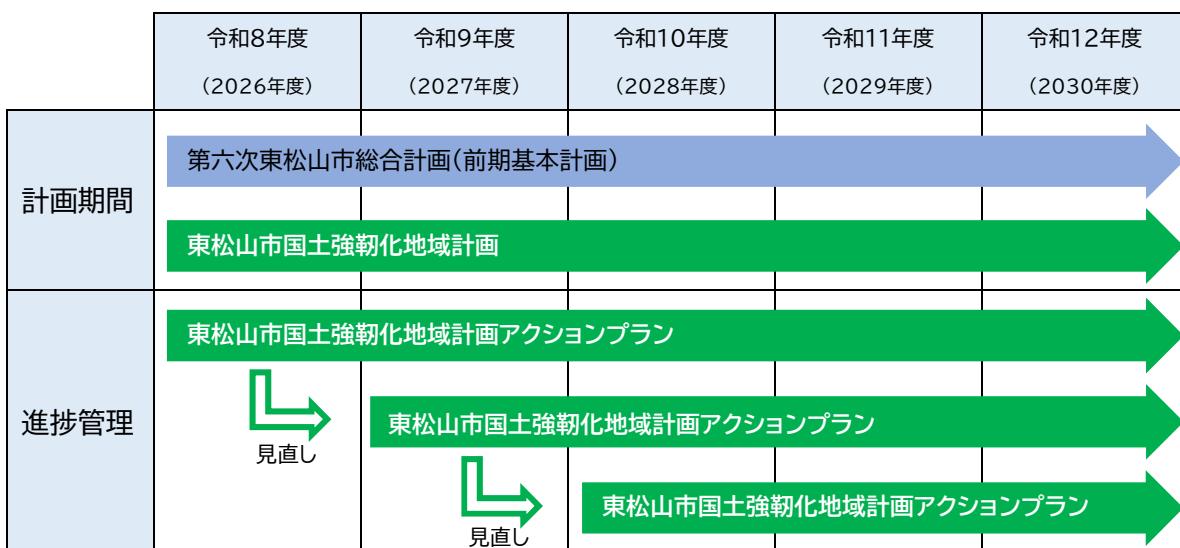


1-3 計画期間と構成

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までとし、東松山市総合計画の策定に合わせて見直しを行います。

ただし、計画期間中においても、国土強靭化を取り巻く社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を行います。

本計画では、強靭化の基本的な考え方、「起きてはならない最悪の事態」の設定と脆弱性の評価、それに対する強靭化の推進方針を示します。推進方針に沿って実施する具体的な取組は「東松山市国土強靭化地域計画アクションプラン」に記載し、定期的に見直しを行うことで計画の実効性を確保します。



	東松山市国土強靭化地域計画	東松山市国土強靭化地域計画 アクションプラン
主な 記載内容	<ul style="list-style-type: none">・強靭化の基本的な考え方・「起きてはならない最悪の事態」の設定・脆弱性の評価及び強靭化の推進方針	<ul style="list-style-type: none">・指標・推進方針に基づき実施する取組の内容

1-4 計画の進捗管理

本計画に位置付けた各施策は、「第六次東松山市総合計画」や「東松山市地域防災計画」及び各分野別計画と連携しながら、「目指すべき将来の地域の姿」の実現に向け、計画的かつ着実に推進します。

取組を着実に推進するため、東松山市国土強靭化地域計画アクションプランに示した数値目標等を活用し進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより取組の効果を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

加えて、本計画と深く関連する「防災アセスメント調査」などの自然災害被害想定に関する調査が改定・見直しをされた場合には、その結果を踏まえ、関連する脆弱性の評価や推進方針について必要に応じて見直します。

目指すべき将来の地域の姿(第六次東松山市総合計画に掲げた将来像)

元気と希望と歩むまち 住みよさ やさしさ 東松山



Plan

STEP1 地域を強靭化するまでの目標の明確化

STEP2 「起きてはならない最悪の事態」、施策分野の設定

STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

STEP4 課題への対応方針の検討

STEP5 対応方針について重点化、優先順位付け

Do

計画的に実施

Action

取組の見直し・改善

Check

結果の評価

1-5 本計画とSDGs

「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、2030年を期限として17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。本計画の推進にあたっては、17のゴール(目標)のうち、1・9・11・13を踏まえて取り組みます。



【SDGs関連目標(ゴール・ターゲット)】

目標1[貧困]

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。

目標9[インフラ、産業化、イノベーション]

強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するため、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭(レジリエント)なインフラを開発する。

目標11[持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

目標13[気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。

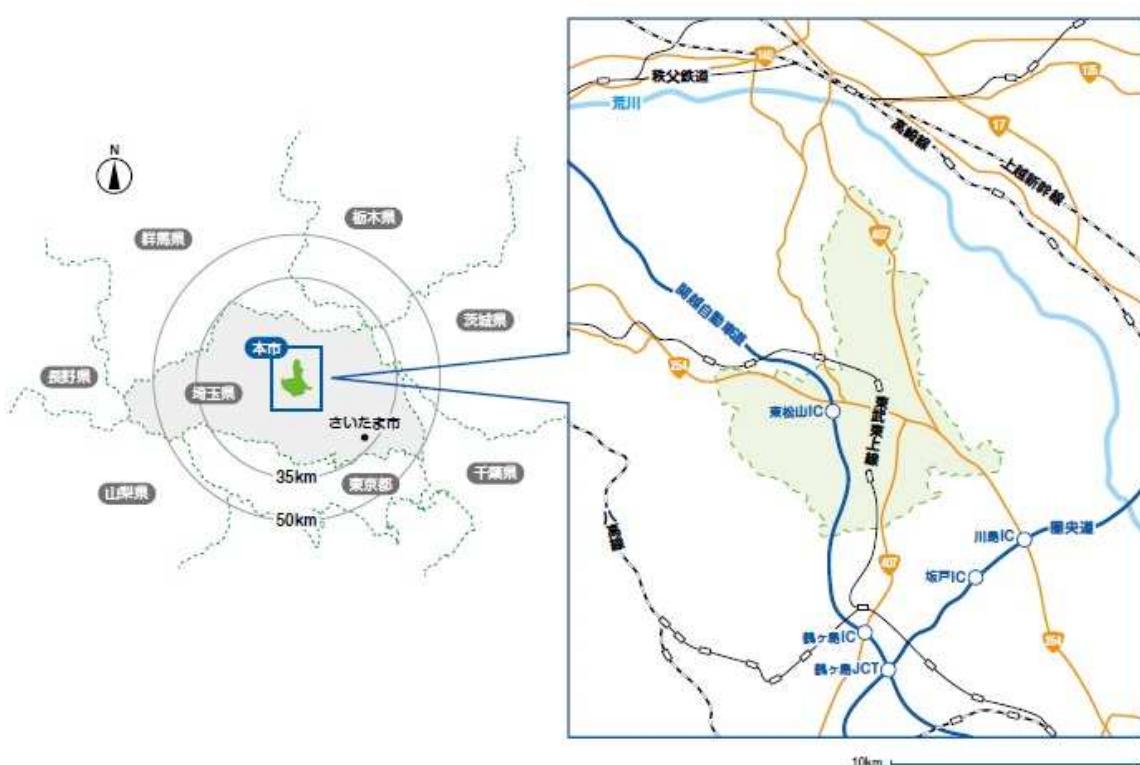
第2章 本市の概況と想定する災害

2-1 地理的特性と人口

(1) 位置

本市は埼玉県のほぼ中央部に位置し、県庁所在地であるさいたま市から約35キロメートル、都心部から約50キロメートル圏内にあります。

交通面では、東武東上線東松山駅と高坂駅があり、池袋駅までおよそ50分で結ばれており、市民の通勤・通学等の手段として利用されています。幹線道路は、国道254号が東西に横断するとともに、国道407号が南北に縦断しており、首都圏及び隣接する都市と接続しています。また、関越自動車道の東松山インターチェンジがあるほか、近隣の川島町には圏央道(首都圏中央連絡自動車道)のインターチェンジがあるため、広域的な交通利便性に優れています。



(2) 地勢

市域総面積は65.35km²で、都幾川低地を望む台地に位置し、地質は関東ローム層を主体としています。標高は25~40mで緑豊かな丘陵地と平野部の間を大小の河川が流れしており、変化に富んだ地形のもとで豊かな自然が育まれ、環境と調和を図りながら市街地が形成されてきました。

第2章 本市の概況と想定する災害

(3) 気象

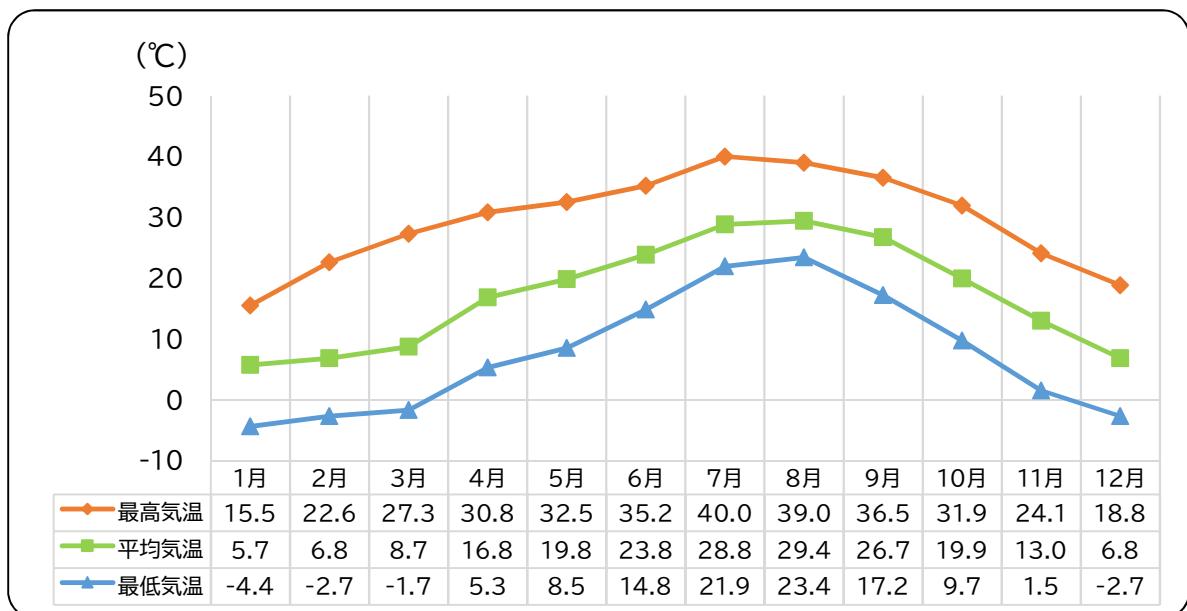
熊谷地方気象台における過去10年間の気象データと令和6(2024)年の月別気象データは次のとおりです。

【過去10年間の気象データ】

年次	気温(℃)			降水量(mm)		
	平均	最高	最低	降水量	日最大	時間最大
平成27年 (2015年)	16.0	38.6	-4.6	1335.0	159.5	52.5
平成28年 (2016年)	15.9	37.3	-5.7	1301.0	134.5	70.0
平成29年 (2017年)	15.4	37.8	-5.3	1308.5	138.5	46.0
平成30年 (2018年)	16.4	41.1	-5.3	1056.0	54.5	39.5
令和元年 (2019年)	16.1	38.4	-4.3	1460.5	250.0	29.5
令和2年 (2020年)	16.2	39.6	-5.2	1364.0	76.5	64.0
令和3年 (2021年)	16.0	37.2	-6.4	1177.0	79.0	51.0
令和4年 (2022年)	16.0	40.0	-4.2	1251.0	129.5	46.0
令和5年 (2023年)	17.2	39.2	-5.3	1028.5	92.0	44.0
令和6年 (2024年)	17.2	40.0	-4.4	1213.5	91.0	45.5

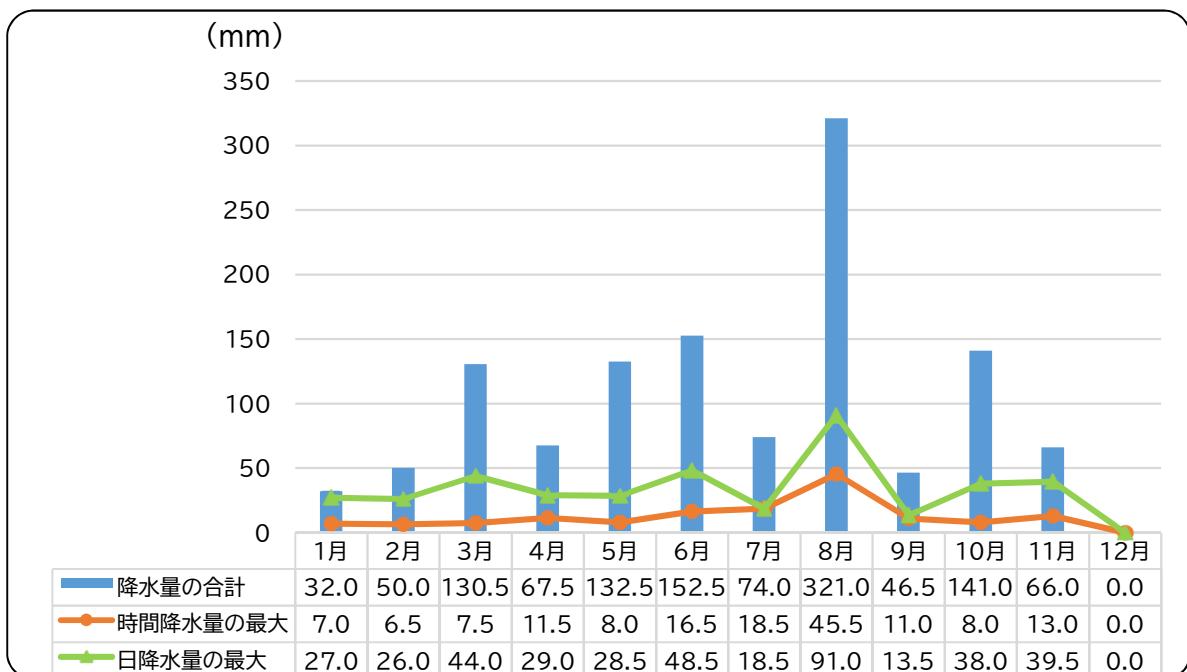
資料:気象庁(観測地点 熊谷)

【令和6(2024)年の月別気温】



資料:気象庁(観測地点 熊谷)

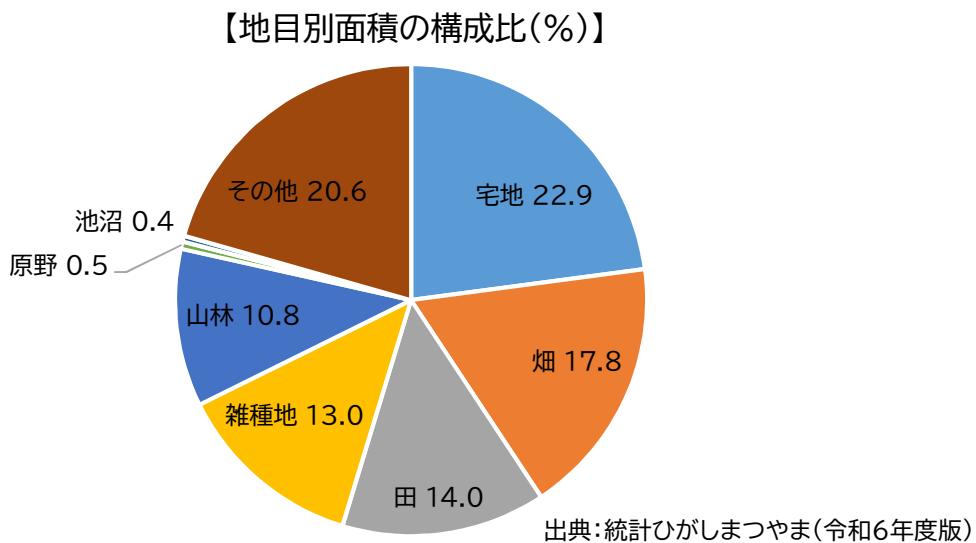
【令和6(2024)年の月別降水量】



資料:気象庁(観測地点 熊谷)

(4) 土地利用状況

本市の土地利用の状況は、宅地が22.9%で最も高い割合を占めています。次いで畑が17.8%であり、田と合わせた31.8%を農地が占めています。山林を含む緑豊かな丘陵地や農地、住宅地を形成する平野部で構成されており、豊かな自然が育まれ、環境と調和したまちが形成されています。

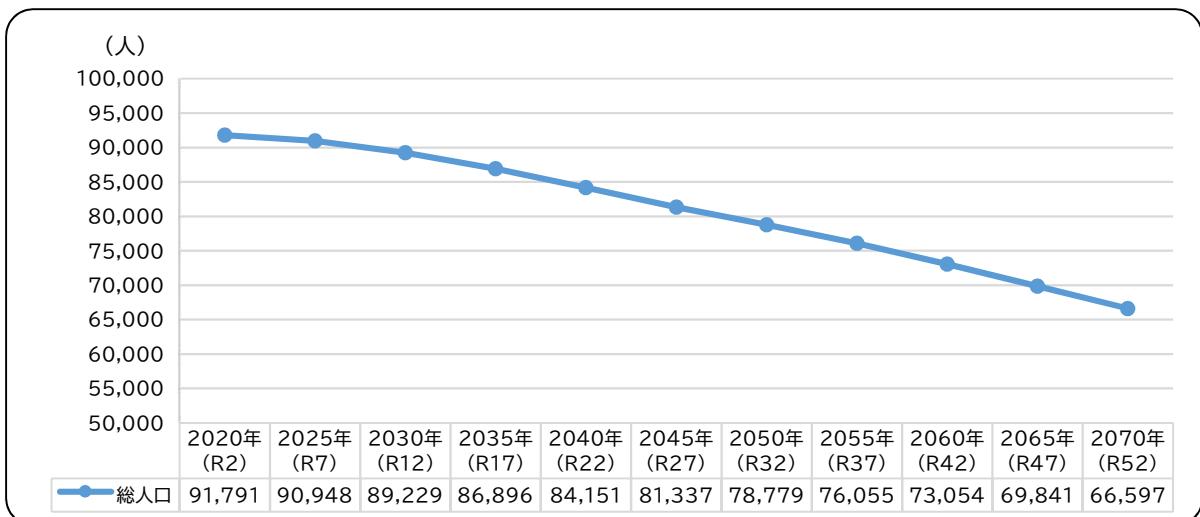


(5) 人口

本市の人口は、積極的な企業誘致や土地区画整理事業による宅地供給の影響等により、90,000人以上を維持しています。しかし、東松山市人口ビジョンにおいては、全国的に人口が減少していることを踏まえ、令和32(2050)年には人口が80,000人を下回る見通しが示されています。

こうした状況を受け、第六次東松山市総合計画では、将来のまちの発展を見据えつつ、人口減少社会への備えを進めるため、現在は自然減・社会増という傾向で推移している人口動向を考慮しながら、各分野における施策を展開することとしています。

【人口の将来見通し】



出典: 東松山市人口ビジョン(令和7年度改訂版)

2-2 過去の災害

(1) 地震(東日本大震災)

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録しました。東北地方を中心とした津波により15,000人を超える犠牲者が出たほか、多くの負傷者や行方不明者、建物の損壊、火災、原子力発電所の損傷など甚大な被害が生じました。また、放射能汚染や電力供給の逼迫に伴う計画停電、長期化する避難生活など、多くの課題が表面化しました。

本市においては、人的被害や建物の全壊・大規模半壊等は確認されませんでしたが、東部地域を中心に屋根瓦の落下などが多数発生しました。

(2) 雪害(平成26(2014)年2月14日から15日の大雪)

平成26(2014)年2月13日に発生した低気圧は、発達しながら本州の南岸を北東へ進み、西日本から北日本にかけて太平洋側を中心に広い範囲で雪が降り、低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響で、関東甲信地方や東北地方の一部では記録的な大雪となりました。県内では、熊谷市で62cm、秩父市では98cmと観測史上最大の積雪を記録しています。未明からは次第に雨に変わつていったため、雪質は湿って重いものになったことが特徴です。

本市においては45cmの積雪を観測し、その結果として道路交通網の寸断、路線バスや鉄道など公共交通機関の運休、ビニールハウスや畜舎、カーポートの倒壊などが多数発生しました。



(市内除雪状況)



(倒壊したビニールハウス)

(3) 風水害(令和元年東日本台風)

令和元(2019)年10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、12日19時前に大型で非常に強い勢力のまま伊豆半島に上陸しました。その後、関東地方を通過し、13日12時には日本の東で温帯低気圧に変わりました。これに伴う大雨は広範囲で河川の氾濫を多発させ、土砂災害や浸水被害が各地で発生しました。

本市においては、上流域で長時間にわたる多量の降雨が続き、7箇所で堤防が決壊・欠損したことにより被害が一層拡大しました。市内では2人が犠牲となり、全壊129戸を含む770戸の家屋が被災し、最大避難者数は3,329人に上るなど、本市始まって以来の甚大な被害が発生しました。

水害という地域全体を巻き込む災害時の避難所の運営、災害発生状況や避難情報の伝達手段、被災した方への支援のあり方、災害ごみの処理など、解決すべき多くの課題が残されました。



(県道岩殿観音南戸守線 早俣橋)



(自衛隊の災害派遣 早俣地内)

(4) 龍巻

本市では直接的な被害は確認されませんでしたが、県内では平成25(2013)年9月にF2クラスの竜巻が発生しました。さいたま市や越谷市を中心に、長さ約19km、幅300mにわたって突風が吹き荒れ、わずか30分程の間に多数の負傷者と住宅被害が生じました。

(5) 感染症(新型コロナウイルス感染症の拡大)

新型コロナウイルス感染症は、令和2(2020)年に世界的に拡大し、本市でも多くの患者が発生したことにより、市内の社会経済活動や市民生活に著しい影響を及ぼしました。

感染症の流行期に自然災害が発生した場合でも、市民に対して必要な支援と感染症対策を確実に実施できるよう、感染状況を踏まえた防災対策を講じる必要があります。

2-3 想定する災害

(1)地震

平成25(2013)年11月に公表された埼玉県地震被害想定調査に基づき、次の5つを想定する地震とします。

「海溝型地震」としては、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震の3つを想定します。このうち東京湾北部地震と茨城県南部地震については、今後30年以内に東松山市で震度5強程度の地震が発生する確率が70%程度とされています。

「活断層型地震」としては、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震の2つを想定します。発生確率は低いとされているものの、震源が浅いため、発生した場合には最大震度7が想定されており、甚大な被害をもたらすおそれがあります。

また、最大震度7が想定される関東平野北西縁断層帯地震による二次災害として、市街地等における大規模な火災を想定します。

想定する地震		マグニチュード	東松山市の想定震度	30年以内の発生確率
海溝型地震	東京湾北部地震	M7.3	5強	70%
	茨城県南部地震	M7.3	5強	
	元禄型関東地震	M8.2	5強	
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震※	M8.1	7	0.008%以下
	立川断層帯地震	M7.4	6弱	2%以下

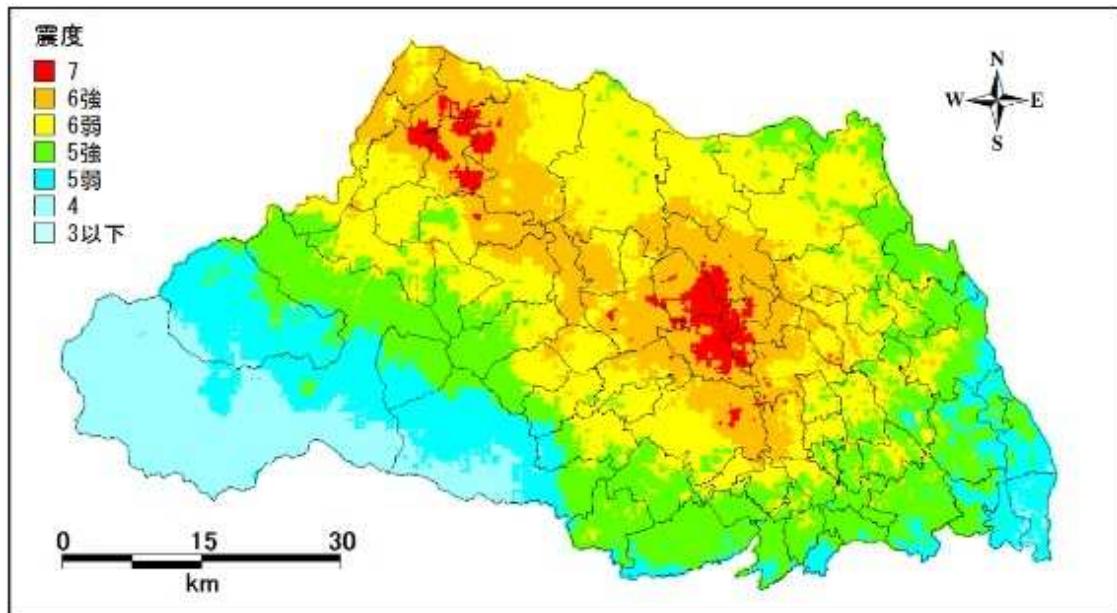
※地震調査研究推進本部による最新の長期評価に基づく「首都直下地震モデル」では、これまで想定されていた「関東平野北西縁断層帯」が「深谷断層帯」とび「綾瀬川断層」に分割され、呼称が変更されています。

【想定地震の断層位置図】



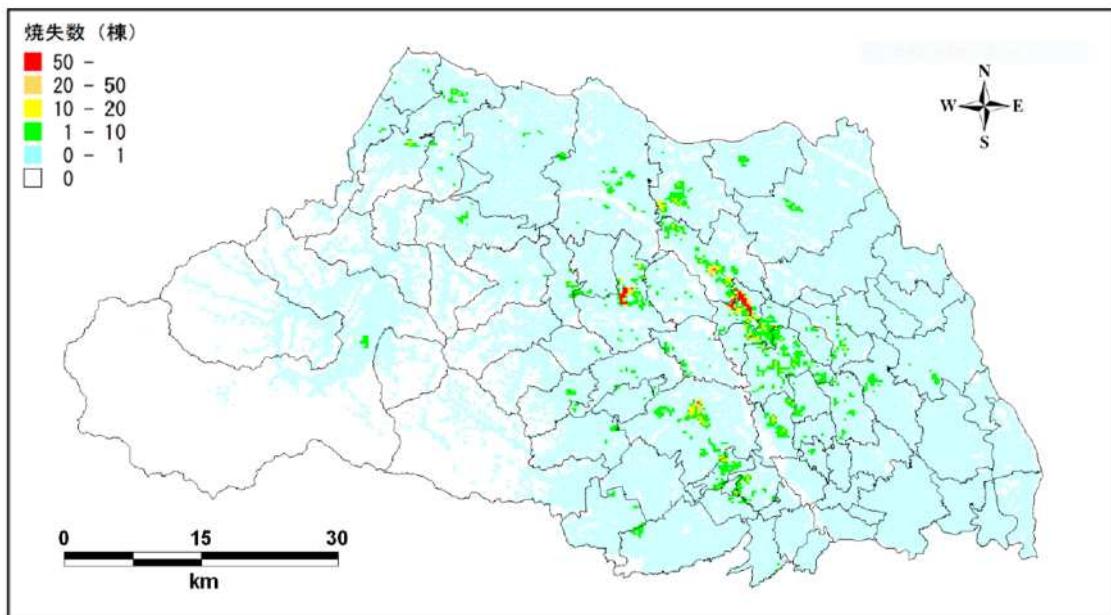
出典:埼玉県地震被害想定調査

【関東平野北西縁断層帯地震の想定】



出典:埼玉県地震被害想定調査

【関東平野北西縁断層帯地震に伴う火災による焼失棟数の想定(冬の18時・風速8m/s)】

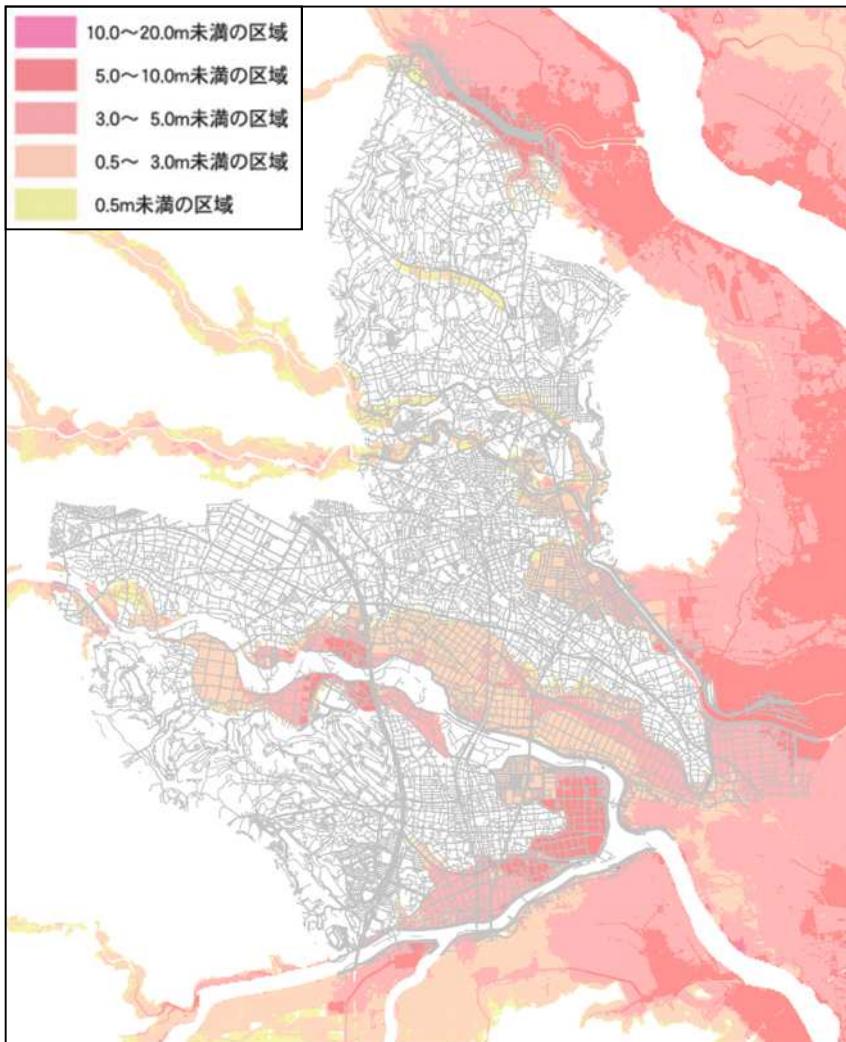


出典:埼玉県地震被害想定調査

(2) 洪水

令和元年東日本台風を踏まえ、1000年に1度の大暴雨により、国が管理する荒川、越辺川、国及び県が管理する都幾川、そして県が管理する市野川等の堤防が決壊した場合を被害想定とします。

【浸水想定区域図】



資料:国と県が公表した最新の洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図

(3) 大雪

平成26(2014)年の大雪による被害を踏まえ、同程度(本市では45cmの積雪)の降雪を想定します。

(4) 龍巻

国内最大級(F3[※])の発生を想定します。

※ 龍巒やダウンバーストなどの突風により発生した被害の状況から風速を大まかに推定する「藤田スケール(Fスケール)」の等級。F3の風速は70~92m/s程。

第3章 強靭化の基本的な考え方

3-1 基本目標

本市における強靭化を推進するため、基本計画及び県地域計画を踏まえ、次のとおり、本市の立地特性に応じた基本目標を設定しました。

- I 市民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興が図られること

3-2 事前に備える目標(行動目標)

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市の強靭化を推進するために必要な事項として、次のとおり、事前に備える目標を設定しました。

- A 被害の発生抑制による人命の保護
- B 救助・救急・医療活動による人命の保護
- C 交通ネットワーク、情報通信機能の確保
- D 必要不可欠な行政機能の確保
- E 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧
- F 経済活動の機能維持
- G 二次災害の発生抑制
- H 大規模自然災害被災後の迅速な再建及び回復

【8つの目標の時間軸上の整理】

災害発生時	災害発生直後	復 旧 期	復 興 期
A 被害の発生抑制による人命の保護			
	B 救助・救急・医療活動による人命の保護		
	C 交通ネットワーク、情報通信機能の確保		
	D 必要不可欠な行政機能の確保		
	E 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧		
	F 経済活動の機能維持		
		G 二次災害の発生抑制	
		H 大規模自然災害被災後の迅速な再建及び回復	

第4章 脆弱性の評価と強靭化に向けた推進方針

4-1 脆弱性の評価の考え方と方法

脆弱性の評価は、大規模自然災害が発生した際に「起きてはならない最悪の事態」を引き起こさないよう、対策が講じられているか検証するものです。

本評価では、事前に備える目標に対応する「起きてはならない最悪の事態」を設定し、その発生回避及び被害軽減に資する本市の取組を抽出し、現状の分析や課題の整理を行いました。

4-2 「起きてはならない最悪の事態」の設定と重点的に推進する取組

本計画では、基本計画や県地域計画との調和を図りながら、本市の地域特性を考慮した上で、事前に備える目標に対応する 26 の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定しました。

また、限られた資源・財源の中で、本市の強靭化を効率的に進めるため、人命の保護を最優先とした上で、影響の大きさや緊急性などの観点から検討し、16 項目を当面の間重点的に推進することとします。

事前に備える目標 ／ 「起きてはならない最悪の事態」／ ★…重点的に推進する取組

A 被害の発生抑制による人命の保護

★A-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
★A-2	建物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
★A-3	異常気象(洪水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
A-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
★A-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

B 救助・救急・医療活動による人命の保護

B-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
★B-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
B-3	ライフラインの長期停止により、地域の衛生状態が悪化する事態

C 交通ネットワーク、情報通信機能の確保

★C-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
C-2	旅客・物資の輸送が長期間停止する事態
C-3	情報通信の輻輳(ふくそう)・途絶や正確性が低下する事態

D 必要不可欠な行政機能の確保

★D-1	市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要が大量に発生する事態
------	----------------------------------

E 生活・経済活動に必要なライフガイドの確保と早期復旧

E-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
★E-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
★E-3	上下水道の機能停止が長期化する事態
★E-4	地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

F 経済活動の機能維持

★F-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
------	---------------------

G 二次災害の発生抑制

★G-1	消防力の劣勢により延焼拡大し、大規模火災が発生する事態
★G-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
G-3	危険物・有害物質等が流出する事態

H 大規模自然災害被災後の迅速な再建及び回復

★H-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
★H-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
H-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
H-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
★H-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
H-6	労働力の減少等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

4-3 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策は、本市の市政運営の指針である第六次東松山市総合計画と一体的に実施します。そのため、同計画に掲げた6つのまちづくりの柱「こども」「健康福祉」「環境」「生活基盤」「産業」「市民活躍」に、「行財政運営」を加えた7つを施策分野とします。

なお、本計画における「行財政運営」の分野には、比企広域消防本部及び東松山消防署の取組を含みます。

柱「施策分野」	第六次東松山市総合計画における基本施策
1.こども	「1-1 子育て環境の整備」「1-2 乳幼児期からの支援の充実」「1-3 学校教育の充実」
2.健康福祉	「2-1 健康づくりの推進」「2-2 市民病院の充実」「2-3 地域福祉の推進」「2-4 社会保障制度の適正な運営」「2-5 高齢者福祉の充実」「2-6 障害者福祉の充実」
3.環境	「3-1 良好的な地域環境の保全」「3-2 自然環境の保全」「3-3 資源循環の推進・ごみ処理体制の維持」
4.生活基盤	「4-1 防災・減災対策の推進」「4-2 計画的なまちづくりの推進」「4-3 公共交通ネットワークの形成・維持」「4-4 道路の整備と維持管理」「4-5 持続性のある上下水道事業の推進」「4-6 流域治水の推進」「4-7 快適な住環境の保全」
5.産業	「5-1 農業の振興」「5-2 商工業の振興」「5-3 企業誘致の推進・就労支援の充実」「5-4 観光の振興・シティプロモーションの強化」
6.市民活躍	「6-1 市民参加の促進と生活の安全確保」「6-2 生涯学習の推進」「6-3 人権意識・平和意識の醸成」
7.行財政運営	「健全で効果的な行財政運営」「消防・救急体制の強化」

4-4 脆弱性の評価結果と強靭化に向けた推進方針

8つの事前に備える目標に対応する26の「起きてはならない最悪の事態」それについて、脆弱性の評価を実施しました。評価結果及びこれに基づく強靭化に向けた推進方針は次のとおりです。

A 被害の発生抑制による人命の保護

A-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

柱	4	基本施策	4-2 計画的なまちづくりの推進
【脆弱性の評価】			<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の延焼被害を軽減するため、延焼の危険性が高い地域等に防火地域または準防火地域を指定するとともに、幹線道路沿いの用途地域を緩和することによる高度利用の促進が必要です。また、市内には木造住宅を主とした住宅密集地があるため、避難路の確保や狭い道路の整備、都市計画道路や公園等の延焼遮断帯の確保などの取組により、まち全体の防火機能を高める必要があります。 ・大規模火災や地震などの発生時には、地域の住民が一時的に避難する場所として近隣の公園が想定されています。身近なオープンスペースとして配置されている公園については、老朽化対策に加えて、防災機能の強化を行う必要があります。
【推進方針】	 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における延焼防止対策の推進 ・公園の適正な維持管理 		

柱	4	基本施策	4-7 快適な住環境の保全
【脆弱性の評価】			<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んだ危険な状態の空き家は、火災延焼の原因となるおそれがあります。空き家は今後も増加することが予想されるため、除却や活用等を促す必要があります。
【推進方針】	 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策の推進 		

柱	6	基本施策	6-2 生涯学習の推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財には可燃性のものが多いため、災害発生時において文化財が被害を受けることのないよう、火災の検知から初期消火活動開始までの時間を可能な限り短縮する必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の防災対策強化 	

柱	7	基本施策	消防・救急体制の強化
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に防災拠点となる消防施設については、老朽化した施設を計画的に更新するとともに、インフラ等の被災により電力などのエネルギー供給が途絶し、施設機能が停止する場合に備えて、代替施設の検討が必要です。また、大規模自然災害発生時は、救急・救助要請が急増し、消防力が劣勢になると想定されるため、資機材や活動人員の確保に努めるとともに、各種対応マニュアルの作成や受援計画の見直しを行い、消火・救助・救急活動等が迅速に行える体制を構築しておく必要があります。 ・消防団は地域防災力の中核を担っているため、団員の増員、活動技術の向上、施設・資機材の整備など多面的な強化策を実施し、地域の消防力を高める必要があります。特に、全消防団員に占める被雇用者団員の割合が高いことから、平日の日中に発生した災害に対しても確実に動員できる体制や即時対応力を確保することが重要です。 ・住宅火災の防止に向けては、消防団と連携した火災予防広報を強化とともに、住宅用火災警報器や感震ブレーカーの設置を促進し、被害軽減を図る必要があります。また、多数の人が出入りする防火対象物の出火防止に向けては、防火管理者や防火担当者に対し、防火・防災管理体制の強化に向けた継続的な指導を行うことが求められます。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・消防体制の強化と施設や設備の充実 ・消防団の充実・強化 ・火災予防の啓発と被害の抑制 	

A-2 建物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態

柱	1	基本施策	1-1 子育て環境の整備
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に避難所となる子育て支援センターについて、乳幼児の安全性確保の観点から、施設整備等により防災対策の推進を図る必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターにおける防災対策の向上 	

柱	1	基本施策	1-2 乳幼児期からの支援の充実
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> 保育園や認定こども園について、就学前のこどもたちの安全性確保の観点から、施設整備等により防災対策の推進を図る必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> 保育施設における防災対策の向上 	

柱	1	基本施策	1-3 学校教育の充実
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> 学校施設は、児童・生徒の学習及び生活の場であるとともに、災害発生時には避難所としての役割を担っていることから、老朽化対策や設備の計画的な更新を図り、安全に利用できる環境を整えておく必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> 学校施設における防災対策の向上 	

柱	2	基本施策	2-5 高齢者福祉の充実	
			2-6 障害者福祉の充実	
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> 介護施設や障害者施設については、自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であるため、施設の安全性を確保する必要があります。 		
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設における防災対策の向上 		

柱	4	基本施策	4-7 快適な住環境の保全
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の住宅は、大地震時に倒壊などの危険性が高いため、耐震化率の向上を一層促進する必要があります。 ・地震で被災した建築物については、余震による倒壊や部材の落下などの二次被害を防ぐため、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する必要があります。 ・市営住宅については、耐震化は完了しているものの、構造耐力に影響を及ぼす老朽化が進むと倒壊の可能性が生じるため、計画的に修繕・改善を行う必要があります。 	
【推進方針】		 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化率の向上 ・建築物の応急危険度判定体制の充実 ・市営住宅の適切な維持管理 	

柱	6	基本施策	6-1 市民参加の促進と生活の安全確保
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターは、地域のコミュニティ活動の場であるとともに、災害発生時には現地災害対策本部及び避難所としての役割を担っていることから、老朽化対策や設備の計画的な更新を図り、安全に利用できる環境を整えておく必要があります。 	
【推進方針】		 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターにおける防災対策の向上 	

柱	6	基本施策	6-2 生涯学習の推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・市内の生涯学習施設やスポーツ施設について、災害発生時には避難所としての役割を担っていることから、老朽化対策や設備の計画的な更新を図り、安全に利用できる環境を整えておく必要があります。 	
【推進方針】		 <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設における防災対策の向上 ・スポーツ施設における防災対策の向上 	

第4章 脆弱性の評価と強靭化に向けた推進方針

柱	7	基本施策	健全で効果的な行財政運営
【脆弱性の評価】	<p>・市役所本庁舎をはじめとした公共施設は、不特定多数の人々が日常的に利用するだけでなく、災害時には救助や避難の拠点としても重要な役割を果たします。このため、利用者の安全を確保し、緊急時に適切に機能させるため、耐震化の推進と定期的かつ適切な維持管理が必要です。</p>		
【推進方針】	<p>・公共施設における防災対策の向上</p>		

A-3 異常気象(洪水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

柱	4	基本施策	4-1 防災・減災対策の推進
【脆弱性の評価】	<p>・災害発生時に迅速に避難所を開設・運営するため、避難所の整備と備蓄物資・資機材の確保・整備を継続するとともに、避難所開設・運営に関する訓練を継続的に実施する必要があります。</p> <p>・減災に向けた取組として、住民が自主的に避難行動をとるよう、ハザードマップなどにより災害リスクを周知するとともに、自助・共助の中核となる自主防災組織を全ての自治会に設置する必要があります。あわせて、自主防災組織の運営や防災訓練の実施を支援し、組織強化を図ることが必要です。</p> <p>・洪水浸水想定区域内及び内水浸水想定区域内にある高齢者や障害者等の要配慮者が利用する施設については、円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画の作成と定期的な避難訓練の実施を促進する必要があります。</p>		
【推進方針】	<p>・避難施設の充実</p> <p>・防災意識の向上</p> <p>・自主防災組織の強化</p> <p>・避難確保計画の実効性確保</p>		

柱	4	基本施策	4-2 計画的なまちづくりの推進
【脆弱性の評価】	<p>・今後の急速な少子化・高齢化及び人口減少を見据え、生活サービスの維持や社会資本の効率的な活用のため、都市のコンパクト化とともに災害リスクに配慮した防災まちづくりを進めることができます。</p>		
【推進方針】	<p>・災害リスクを踏まえたまちづくり</p>		

柱	4	基本施策	4-6 流域治水の推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・近年、局地的な大雨が頻発しており、道路の冠水など内水氾濫のリスクが高まっています。雨水による浸水被害を防ぐ対策として、公共下水道(雨水管渠)や水路の改修等を進める必要があります。 ・大雨により河川の決壊や排水路の氾濫等が発生した場合、広範囲にわたる甚大な浸水被害につながるため、早急な排水対策や堤防の強化など、被害の解消・軽減のための対策を講じる必要があります。また、一級河川の増水や山林・農地の宅地開発に伴う雨水浸透・貯留機能の低下は、内水氾濫のリスクを増大させるため、雨水放流可能区域外の開発行為の規制や雨水浸透対策、貯留施設の整備など総合的な対策が必要です。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸水対策の強化 ・河川改修の促進 ・内水対策の推進 	

柱	5	基本施策	5-1 農業の振興
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・農業用水路やため池等の農業水利施設は老朽化が進んでおり、災害時に施設が損傷・破壊されると甚大な被害が発生するおそれがあります。こうした被害を防ぐため、計画的な改修・廃止により、施設を適切に維持管理していく必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の適切な維持管理 	

A-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

柱	3	基本施策	3-2 自然環境の保全
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・市内に残る里山などの森林が持つ雨水の貯留浸透機能や土砂の流出抑制機能を維持・強化するため、自然環境の適切な管理と保全が必要です。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動の推進 	

第4章 脆弱性の評価と強靭化に向けた推進方針

柱	4	基本施策	4-1 防災・減災対策の推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害のリスクを住民に周知するとともに、土砂災害を想定した避難訓練などを継続的に実施することで、警戒避難体制を強化する必要があります。 ・土砂災害警戒区域内にある高齢者や障害者等の要配慮者が利用する施設については、円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画の作成と定期的な避難訓練の実施を促進する必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害に対する警戒避難体制の整備 ・避難確保計画の実効性確保 	

柱	4	基本施策	4-2 計画的なまちづくりの推進 4-7 快適な住環境の保全
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成や盛土等の工事に際し、関係法令に則った安全確保の必要があります。 ・市有地の急傾斜地については、適正な管理と安全対策を進める必要があります。 ・大地震時に土砂災害の発生のおそれが大きい大規模盛土造成地については、経過観察を行う必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止対策の推進 	

A-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

柱	1	基本施策	1-3 学校教育の充実
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、児童生徒が主体的な行動が取れるよう、安全教育を引き続き実施する必要があります。 ・小中学校における危機管理マニュアルについて、全教職員への周知が徹底されるとともに、活用・見直し・改善が必要です。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全教育の充実 ・教職員の危機管理能力の向上 	

柱	2	基本施策	2-3 地域福祉の推進
【脆弱性の評価】	<p>・高齢で介護が必要な人や障害のある人など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人が、不安なく避難生活を送れるよう、避難者の視点に立った避難所運営を進める必要があります。</p>		
【推進方針】	<p>・福祉避難所の充実・強化</p>		

柱	4	基本施策	4-1 防災・減災対策の推進
【脆弱性の評価】	<p>・災害対策本部の設置・運営にあたっては、各本部員の役割を明確化とともに、円滑な運営を可能にするための訓練を定期的に実施し、設置・運営に関するマニュアルを整備する必要があります。また、停電時においても本部機能を途切れさせることなく運営できるよう、通信や電源の設備を整備しておくことが必要です。</p> <p>・市の登録制メールや公式SNSは、多数の市民に対して避難指示などの緊急かつ重要な防災情報を一斉配信できるため、登録促進に向けた周知や利便性の向上を図る必要があります。</p> <p>・災害時に自主防災組織が効果的に防災活動を行えるよう、平時から防災に関する知識を共有し、訓練や研修を通じて住民の自主防災組織活動への積極的な参加を促すことが必要です。</p>		
【推進方針】	<p>・災害対策本部機能の強化</p> <p>・市登録制メール等の登録促進</p> <p>・自主防災組織の強化</p>		

柱	6	基本施策	6-1 市民参加の促進と生活の安全確保
【脆弱性の評価】	<p>・避難所における避難者の安全かつ健康的な生活を確保するため、市、市民、自治会、学校等が連携して訓練を実施し、災害時に円滑な避難所運営が行える体制を整備する必要があります。</p>		
【推進方針】	<p>・防災訓練の実施</p>		

柱	7	基本施策	消防・救急体制の強化
【脆弱性の評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・より実践的な訓練や人材育成のための研修を計画・実施し、消防職員の災害対応能力の向上を図るとともに、消防団との連携訓練を実施し、災害現場での指揮命令系統の確立や現場対応力の強化を図る必要があります。 ・高齢者が多い地域や木造住宅が密集した地域では、通報の遅れなどによる被害を最小限にとどめるため、平時から火災予防の啓発を行うほか、早期通報・初期消火体制の整備を促進するとともに、住民への防災情報の周知や避難誘導の強化を図る必要があります。 ・大規模火災発生時には緊急消防援助隊などの災害時応援部隊や消防団と円滑に連携できるよう、受援計画の見直しや情報共有・連絡体制を整備する必要があります。 		
【推進方針】	 <ul style="list-style-type: none"> ・消防職員の災害対応能力の向上 ・火災予防の啓発と被害の抑制 ・受援体制の整備 		

B 救助・救急・医療活動による人命の保護

B-1 救助・搜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態

柱	1	基本施策	1-3 学校教育の充実
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・多数の死者、負傷者が発生する緊急時に備え、教職員の危機管理意識を高めるとともに、避難訓練や研修等を通じてスキルアップを図る必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の危機管理能力の向上 	

柱	2	基本施策	2-3 地域福祉の推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等に対し、迅速かつ的確な避難支援を行うため、平時から対策を推進する必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者避難支援制度の推進 	

柱	4	基本施策	4-1 防災・減災対策の推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災協力体制の整備、防災訓練の充実、応急手当の普及促進などを通じて、市・住民・関係機関が連携し、地域社会における自主防災体制を強化する必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の強化 	

第4章 脆弱性の評価と強靭化に向けた推進方針

柱	7	基本施策	消防・救急体制の強化
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害が発生した際、広範囲かつ多岐にわたる消防活動を円滑に行うため、現有資機材の有効活用や装備品・車両の整備、無人航空機の現場活動や映像伝送による情報共有など、効果的かつ効率的な運用が必要です。また、初動段階では消防職員のマンパワーが不足し、捜索範囲などに制約が生じやすいため、早期に消防団や関係機関と連携し、より多くの人員を投入した救助・捜索活動を行う必要があります。 ・大規模自然災害が発生した場合、本市の消防力だけでは対応が困難であり、広域的な支援が必要となることが想定されるため、円滑に支援を受けられるよう、受援計画を適宜見直す必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・消防体制の強化と施設や設備の充実 ・受援体制の整備 	

B-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

柱	2	基本施策	2-1 健康づくりの推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生直後の急性期に救命救急活動が開始できるよう、災害派遣医療チーム(DMAT)の受入れ体制を整備しておく必要があります。 ・被災地域において迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム(EMIS)の更なる活用を進める必要があります。 ・医療需要が増加した場合においても必要な医療が受けられるよう、保健所、医師会及び医療機関との連携を強化する必要があります。 ・医療救護班で使用する医薬品や医療資機材は、医師会、薬剤師会等との協議により必要量を確保することのできる体制の構築が必要です。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・DMAT の受入れ体制の整備 ・EMIS の活用の促進 ・医師会・医療機関との連携強化 ・医薬品・医療資機材の確保体制強化 	

柱	2	基本施策	2-2 市民病院の充実
【脆弱性の評価】	<p>・災害発生時においても、市民病院の病院機能を最大限に活用し、患者及び被災者に必要な医療を提供できるよう、施設の耐震化や停電・断水等への備えが必要です。</p>		
【推進方針】	<p>・市民病院の充実</p>		

柱	2	基本施策	2-3 地域福祉の推進
【脆弱性の評価】	<p>・早期対応の遅れや避難生活の長期化による要配慮者の心身の状態の悪化を防ぐため、災害派遣福祉チーム(DWAT)の受入れ体制を整備する必要があります。</p>		
【推進方針】	<p>・DWAT の受入れ体制の整備</p>		

柱	7	基本施策	消防・救急体制の強化
【脆弱性の評価】	<p>・AEDの設置が進んでいることを踏まえ、操作方法を含む救命講習を地域全体で広く実施する必要があります。定期的な講習や実践的な訓練を通じて、迅速かつ適切にAEDを扱える人材を増やすことが重要です。</p> <p>・災害発生時には、医療スタッフや医療機関自体が被災し、対応が困難になることが想定されます。したがって、広域的な搬送を前提とした救護体制を整備するとともに、病院機能の低下で傷病者の受入れが困難になった場合に備え、重症者を優先して搬送する体制を構築する必要があります。</p>		
【推進方針】	<p>・救急医療体制の強化</p>		

B-3 ライフラインの長期停止により、地域の衛生状態が悪化する事態

柱	3	基本施策	3-3 資源循環の推進・ごみ処理体制の維持
	4		4-5 持続性のある上下水道事業の推進
【脆弱性の評価】		<p>・災害発生時には、し尿や廃棄物の処理機能が低下し、適正な処理が困難になるため、トイレの衛生管理やごみの処分に関して、利用者のマナーの向上を図るとともに、他自治体との相互応援協定や事業者・団体等との協力体制を強化し、収集車両や必要な機材の確保を進める必要があります。</p>	
【推進方針】		<p>・し尿や廃棄物処理体制の充実</p>	

柱	4	基本施策	4-1 防災・減災対策の推進
【脆弱性の評価】		<p>・平時と異なる生活環境下における公衆衛生を確保するために、仮設トイレや災害用トイレなど、災害時に使用できるトイレを整備し、迅速に運用できる体制を整えておく必要があります。</p>	
【推進方針】		<p>・災害用トイレの整備</p>	

柱	4	基本施策	4-5 持続性のある上下水道事業の推進
【脆弱性の評価】		<p>・単独処理浄化槽や維持管理が不十分な合併処理浄化槽の増加は、生活排水の浄化能力の低下や災害時の破損などによる問題を引き起こすおそれがあるため、合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理の周知啓発が必要です。</p> <p>・大規模自然災害時には、下水道施設の被災によって衛生状態が悪化し、感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、下水道が最低限果たすべき機能を確保するための耐震化及び被災時に機能を補うバックアップ対策を進める必要があります。また、公共下水道(汚水)の未整備区域における污水事業の推進を図る必要があります。</p>	
【推進方針】		<p>・合併処理浄化槽への転換促進と適正管理の徹底</p> <p>・下水道機能の確保</p> <p>・公共下水道の整備推進</p> <p>・下水道事業業務継続計画(BCP)の充実</p>	

C 交通ネットワーク、情報通信機能の確保

C-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

柱	4	基本施策	4-2 計画的なまちづくりの推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> 市街地の道路において、沿線の住宅や電柱の倒壊などで道路が閉塞し、緊急輸送道路や避難路としての機能を失った場合、消火・救援活動及び住民の避難が困難になり、死傷者が発生するおそれがあるため、災害に強い都市計画道路等の計画的な整備が必要です。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> 市街地の防災性の向上 	

柱	4	基本施策	4-4 道路の整備と維持管理
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> 災害時における避難経路と緊急車両の通行確保及び火災の延焼を防ぐため、避難路となる道路や市街化区域内の狭い道路の整備を進める必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> 災害時における道路機能の確保 	

柱	4	基本施策	4-7 快適な住環境の保全
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路や重要物流道路等の沿線建物の倒壊等により、それらの道路が閉塞した場合、緊急車両の通行や復旧作業等に支障をきたすおそれがあるため、沿線の建築物の耐震化を進める必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路沿線建築物の耐震化 	

C-2 旅客・物資の輸送が長期間停止する事態

柱	4	基本施策	4-1 防災・減災対策の推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害が発生して公共交通機関が運行を停止した場合、多くの人が一斉に帰宅しようとして混乱が生じることが予想されます。このため、関係機関と連携し、事前の広報や一時滞在場所の確保、交通情報や安否情報の提供強化などを含めた帰宅困難者対策に取り組む必要があります。 	



【推進方針】	・帰宅困難者対策の充実
--------	-------------

柱	4	基本施策	4-3 公共交通ネットワークの形成・維持
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害時に市民の移動手段を確保するため、平時から公共交通の維持・確保に継続的に取り組む必要があります。あわせて、災害発生時における運行の継続や迅速な復旧を図るための具体的な対策を整備し、実効性のある体制の構築が必要です。 	



【推進方針】	・公共交通機関における復旧計画の着実な履行
--------	-----------------------

柱	4	基本施策	4-4 道路の整備と維持管理
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・交通の長期遮断を回避するため、緊急輸送道路に架かる主要な橋梁の耐震化を計画的に進め、災害発生時における速やかな輸送経路の確保を図る必要があります。 	



【推進方針】	・災害時における道路機能の確保
--------	-----------------

柱	7	基本施策	健全で効果的な行財政運営
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後、公共交通機関の遅延や道路の渋滞等による避難の遅れを防ぐため、被災者が適切かつ速やかに避難できるよう、正確な情報を迅速に提供する必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報提供手段の確保 	

C-3 情報通信の輻輳(ふくそう)・途絶や正確性が低下する事態

柱	4	基本施策	4-1 防災・減災対策の推進
【脆弱性の評価】	<p>・公共施設をはじめとする防災拠点となる施設では、災害発生時にも適時適切に情報を発信できるよう、停電時の非常用電源の確保などが必要です。また、発災後に必要な情報を確実に伝えるため、防災行政無線や市の登録制メールに加え、公式SNS等の多様な媒体を併用して、市民に情報提供する仕組みを構築する必要があります。</p>		
【推進方針】	<p>・災害時の情報提供手段の確保</p>		

柱	7	基本施策	健全で効果的な行財政運営
【脆弱性の評価】	<p>・情報セキュリティ及びデータバックアップ体制を強化し、市が保有する情報資産の安全性を確保するとともに、情報サービスの維持・向上を図るため、最新技術の活用を検討する必要があります。</p> <p>・大規模自然災害発生時には、携帯電話網が輻輳している場合でも安否確認や情報収集が行えるよう、公衆無線LANなどの整備が必要です。</p>		
【推進方針】	<p>・情報サービスの維持・向上</p>		

D 必要不可欠な行政機能の確保

D-1 市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要が大量に発生する事態

柱	2	基本施策	2-3 地域福祉の推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害発生時に災害ボランティアセンターを運営する東松山市社会福祉協議会との連携体制を強化し、活動を支援する必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア受入れ体制の確保 	

柱	4	基本施策	4-1 防災・減災対策の推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン関係機関や公的機関等との連携を強化するため、訓練の相互参加等を通じて、広域応援・受援体制の充実・強化を図る必要があります。 ・災害時に被災者への迅速な救援が行われるよう、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結し、定期的に連絡先を確認するとともに協定に基づく応援内容や実施体制を隨時見直す必要があります。 ・災害対応の中核となる災害対策本部の運営については、大規模自然災害発生を想定した訓練等を引き続き実施する必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・受援体制の整備 ・災害対策本部機能の強化 	

柱	7	基本施策 健全で効果的な行財政運営
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・災害により公共施設等が大きな被害を受けた場合でも、迅速な復旧・復興を実現できるよう、安定的かつ持続性の高い財政運営を行う必要があります。 ・公共施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に避難所等の拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う必要があります。また、災害により本庁舎等に大きな被害が発生した場合でも、迅速な復旧・復興ができるよう、代替施設の準備を行う必要があります。 ・非常時に優先される業務で使用される情報システムについて、戦略的な対策計画と災害時における効率的な行動計画を明確化するICT部門の業務継続計画が必要です。 ・市や指定金融機関が被災した場合でも、支払業務を円滑に行えるよう、災害時対応マニュアルを整備し、支払い方法を事前に確認しておく必要があります。
【推進方針】		 <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な財政運営 ・公共施設における防災対策の向上 ・ICT部門の業務継続計画の整備 ・資金支払方法の整備及び職員への情報共有

E 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧

E-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

柱	4	基本施策	4-1 防災・減災対策の推進
【脆弱性の評価】			<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備え、飲料水・食料・生活必需品については、備蓄の目標量を確保するとともに、計画的な入替えを行い、品質管理と機能維持を図る必要があります。物資供給が長期にわたり停止した場合、公助だけでは食料等の提供が十分でないことも想定されるため、各家庭や各施設における備蓄の充実を促進する必要があります。 ・避難所の防災倉庫については、経年劣化等による機能低下が見られる場合、状況を確認した上で必要な補修・保全を適宜実施する必要があります。 ・ライフラインの途絶による被害を抑え市民の安全を確保するため、物資供給に関しては、あらかじめ民間事業者等と協定を締結するとともに、自治会や市民団体等との連携・協力体制を構築する必要があります。また、支援物資の受け入れ、仕分け、配送を迅速に行い、必要な場所へ必要な物資を速やかに届けられるよう、物資運搬体制を整備する必要があります。
【推進方針】			
			<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭・各施設における備蓄物資の充実 ・防災倉庫の適切な維持管理 ・支援物資等の管理及び輸送体制の整備

E-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

柱	3	基本施策	3-1 良好的な地域環境の保全
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> 災害時において電気などのエネルギーを確保するため、各家庭における再生可能エネルギー及び省エネルギー設備機器の導入を促進する必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> エネルギー供給の自立・分散化の促進 	

柱	4	基本施策	4-1 防災・減災対策の推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> 災害時の救助・救急、医療活動及び災害復旧を円滑に進めるため、関係機関との協定等により燃料を安定的に確保することのできる体制の構築が必要です。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> 燃料の確保体制強化 	

E-3 上下水道の機能停止が長期化する事態

柱	4	基本施策	4-1 防災・減災対策の推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> 上水道の供給停止や下水道の使用停止を想定し、平時から飲料水や非常用トイレの備蓄について、備蓄量の目安や保管方法など具体的な情報を含め市民へ継続的に周知するとともに、避難所等への物資配備を適切に管理する必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> 各家庭・各施設における備蓄物資の充実 	

柱	4	基本施策	4-5 持続性のある上下水道事業の推進
【脆弱性の評価】			<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設が被災した場合において、飲料水の確保や給水活動を迅速に行うため、市と関係機関が相互に連携するとともに、応急給水訓練の実施や応急給水に必要な資機材の整備・充実を図る必要があります。また、下水道施設が被災し機能が低下した場合においても、可能な限り下水を処理するため、関係自治体や関係団体等との協力体制を整える必要があります。 ・住民生活や社会活動に不可欠な水の供給や排水機能に支障をきたすことのないよう、浄配水場や水道管の耐震化を計画的に進めるとともに、老朽化が著しい下水道処理施設においても、事故の未然防止に向けた適切な維持管理と計画的な耐震化・耐水化を推進する必要があります。 ・緊急時の対応力を高めるため、上水道事業においては、危機管理対策マニュアルの定期的な更新と職員への周知を図り、下水道事業においては、業務継続計画(BCP)の適宜見直しと計画に基づく訓練を徹底することで、災害や事故の発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を整える必要があります。
【推進方針】			<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水体制の確立 ・水道施設の耐震化 ・下水道機能の確保 ・危機管理対策マニュアルの充実 ・下水道事業業務継続計画(BCP)の充実

E-4 地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

柱	2	基本施策	2-1 健康づくりの推進
【脆弱性の評価】			<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、健康指導などの保健活動に従事できる保健師が不足し、被災者に必要な支援が行き届かないおそれがあります。そのため、府内の関係部署や外部の関係機関との連携を強化し、保健活動を担う人材を確保する必要があります。 ・避難所では生活環境の悪化に伴い、感染症の流行や静脈血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発する可能性があります。避難所の衛生管理を徹底するとともに、感染症予防に関する情報提供や関係機関と連携した予防活動を行う必要があります。
【推進方針】			<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内の衛生管理 ・保健活動を担う人材の確保

柱	4	基本施策	4-1 防災・減災対策の推進
【脆弱性の評価】	<p>・災害時の避難生活において、感染症予防に関する情報提供を行うとともに、避難所運営に関する知識や経験を持ち、「共助」の中心となる人材を育成することにより、生活環境の悪化による感染症の流行を防ぐことが必要です。</p> 		
【推進方針】	<p>・自主防災組織の強化</p>		

柱	6	基本施策	6-1 市民参加の促進と生活の安全確保
【脆弱性の評価】	<p>・避難者の健康状態の把握、基本的な感染症対策、感染症を発症した避難者への対応等を内容とした避難所の開設・運営に関する訓練等を実施して対応手順を確認し、習熟しておく必要があります。また、大規模自然災害を想定した各種訓練を定期的に実施・検証することで、地域防災体制の更なる充実を図る必要があります。</p> 		
【推進方針】	<p>・防災訓練の実施</p>		

F 経済活動の機能維持

F-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

柱	5	基本施策	5-1 農業の振興
【脆弱性の評価】	<p>・大規模自然災害による農業用機械や農業水利施設、農地への被害は、耕作放棄や営農意欲の低下、離農につながるおそれがあることから、早期の復旧を進める必要があります。</p>		
【推進方針】	<p>・農業生産基盤の災害復旧支援</p>		

柱	5	基本施策	5-2 商工業の振興
【脆弱性の評価】	<p>・災害発生時においても中小企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中止を余儀なくされた場合でも早期に復旧できるようにするため、中小企業の事業継続計画(BCP)策定を促進する必要があります。</p>		
【推進方針】	<p>・中小企業による事業継続計画策定の促進</p>		

柱	7	基本施策	健全で効果的な行財政運営
【脆弱性の評価】	<p>・産業振興に支障をきたす風評被害を防止するため、被害状況や復興の進捗状況について、正確かつ迅速な情報発信のあり方を検討する必要があります。</p>		
【推進方針】	<p>・災害時の情報提供手段の確保</p>		

G 二次災害の発生抑制

G-1 消防力の劣勢により延焼拡大し、大規模火災が発生する事態

柱	4	基本施策	4-1 防災・減災対策の推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に火災の発生・拡大を抑えるため、地域で対応できる体制を整え、自助・共助を基本とした地域の防災力向上を図る必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の強化 	

柱	4	基本施策	4-2 計画的なまちづくりの推進 4-7 快適な住環境の保全
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> 災害時に発生した火災の延焼を防ぎ、市街地での大規模火災を未然に防止するとともに、救援・救助や消防活動、避難のために必要な空間を確保することで、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い市街地の整備 	

柱	7	基本施策	消防・救急体制の強化
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> 大地震が発生し、複数箇所で同時に出火した場合、消防水利が不足するおそれがあることから、消火栓や防火水槽の整備・充実を進める必要があります。また、令和6年4月1日に水道配管の管径基準の緩和を目的に「消防水利の基準(総務省消防庁)」の一部改正が行われたことから、緩和基準を踏まえた消防水利の充足率向上や再配置を行うことが必要です。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> 消防水利の充実 	

G-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態

柱	4	基本施策	4-6 流域治水の推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨による一級河川の増水や、山林・農地の宅地開発によって雨水の浸透・貯留機能が低下した場合、内水氾濫のリスクが高まります。このため、池・沼・排水路や雨水浸透・貯留施設の整備など、雨水流出抑制と貯留機能の回復を目的とした対策を講じる必要があります。 ・河川・水路・池沼は、施設の老朽化が進むことで決壊等のリスクが高まる上、土砂の堆積により流下能力や貯留機能が低下します。これらを防止するため、定期的な点検・補修や浚渫、護岸強化など、適切な維持管理・対策を実施する必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・内水対策の推進 ・河川・水路・池沼の計画的な維持管理 	

柱	5	基本施策	5-1 農業の振興
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・市内にある農業用ため池のうち、浸水想定区域内に家屋や公共施設等が存在し、地震等による堤体の決壊が発生した場合に人的被害が生じるおそれのある防災重点農業用ため池について、対策工事を計画的に進める必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の適切な維持管理 	

G-3 危険物・有害物質等が流出する事態

柱	3	基本施策	3-1 良好的な地域環境の保全
	7		消防・救急体制の強化
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において、化学物質等の有害物質が流出した場合、健康への影響や土壤・水質・大気汚染等の二次被害が発生するため、関係機関と連携しながら、速やかに拡散防止策を取る必要があります。 ・浸水区域での危険物の流出は、短時間で急速に拡散する一方で、回収には多くの時間を要するため、吸着マットやオイルフェンス等の取扱い要領を確実に習熟するなど、十分な訓練が必要です。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質流出対策の推進 	

柱	7	基本施策	消防・救急体制の強化
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時等における有害物質の流出に備え、事業者に対する継続的な指導・啓発を行うとともに、流出した有害物質の特定や対応に必要な資機材を整備するなど、迅速に対応できる体制を構築する必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・危険物・高圧ガス施設の安全確保 	

H 大規模自然災害被災後の迅速な再建及び回復

H-1 大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態

柱	3	基本施策	3-3 資源循環の推進・ごみ処理体制の維持
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害が発生した際、多種多様な災害廃棄物が大量に発生することから、近隣自治体等と緊密に連携し、処理体制を確保する必要があります。 ・災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画に基づいた体制を整えます。また、災害時においても安定したごみ焼却能力を確保できるよう、クリーンセンターの適切な維持管理を図るとともに、老朽化が進む施設を早期に再構築させる必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理体制の確保 ・クリーンセンターの適切な維持管理 ・新たなごみ処理施設の整備 	

H-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

柱	4	基本施策	4-4 道路の整備と維持管理
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災等に資する道路インフラの機能を維持するためには、より効果的かつ効率的な維持管理を行う必要があります。特に老朽化が課題となっている橋梁については、長期にわたる交通遮断を回避する観点から、緊急輸送道路等に架かる主要な橋梁を優先して修繕や耐震化を含む震災対策を進めることができます。また、舗装や道路附属物についても、個別施設計画に基づき計画的に修繕を推進するとともに、要対策箇所を早期に発見するため、道路パトロールなどの定期点検を計画的に実施する必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における道路機能の確保 	

柱	4	基本施策	4-7 快適な住環境の保全
【脆弱性の評価】	<p>・住宅の確保や応急修理の需要が急増した際に、住宅の復興を迅速かつ円滑に進めるため、応急住宅の確保、公的住宅の供給、住宅の応急修理に関する実施体制を強化するとともに、被災者の生活再建を支援する体制を整える必要があります。</p>		
【推進方針】	<p>・住宅復興の支援体制の整備</p>		

H-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

柱	4	基本施策	4-4 道路の整備と維持管理
【脆弱性の評価】	<p>・被災後に道路等のライフラインを迅速かつ確実に復旧するため、市が管理する道路・水路・河川と民地との境界に関する実態調査を計画的に推進する必要があります。</p>		
【推進方針】	<p>・市街地における街区境界調査の推進</p>		

H-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

柱	5	基本施策	5-1 農業の振興
【脆弱性の評価】	<p>・農地が持つ国土保全機能(保水効果や土壤流出の防止効果等)を維持するため、農家や地域住民が共同で行う水路の保全管理や、土地改良区等による取水堰や用水路の適切な維持管理が必要です。</p>		
【推進方針】	<p>・農地等の適切な維持管理</p>		

H-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

柱	4	基本施策	4-1 防災・減災対策の推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧について、被災時には国や県と連携するだけでなく、近隣自治体等との災害時相互応援協定に基づき、資機材の貸与や人員派遣等を迅速に受け入れるため、被災時に実施する応急復旧の具体的な方法や対応手順等をあらかじめ検討・整備しておく必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・受援体制の整備 	

柱	4	基本施策	4-6 流域治水の推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨により一級河川が決壊した場合、広範囲にわたる深刻な浸水被害を引き起こすおそれがあるため、速やかな河川改修の必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修の促進 	

H-6 労働力の減少等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

柱	2	基本施策	2-3 地域福祉の推進
【脆弱性の評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において市の果たし得る能力には限界があり、多くの被災者に対しきめ細やかな援助を行うためにはボランティアの協力が不可欠です。ボランティアが能力を十分に発揮し、効果的な活動が行えるよう、受入れや派遣体制の整備を進める必要があります。 	
【推進方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア受入れ体制の確保 	

柱	4	基本施策	4-1 防災・減災対策の推進
【脆弱性の評価】	<p>・交流都市や関係機関、民間団体等との災害時応援協定の締結を推進するとともに、平時から必要な資料や情報を相互に交換し、協定を実際に運用するための具体的な手順について協議する必要があります。また、人手が不足する業務でも円滑に遂行できるよう、実施体制を事前に整備しておく必要があります。</p>		
【推進方針】	<p>・受援体制の整備</p>		

柱	6	基本施策	6-1 市民参加の促進と生活の安全確保
【脆弱性の評価】	<p>・ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、地域住民のつながりが希薄化し、防災面での連携力が低下するおそれがあります。地域防災力を高めるためには、自主防災組織の基盤となる自治会などの地域コミュニティを活性化するとともに、防災訓練等への積極的な参加を促す必要があります。</p>		
【推進方針】	<p>・地域防災力の強化</p>		

第5章 強靭化に向けた役割

本計画は、主に行政の取組を軸に策定していますが、強靭化を推進するにあたっては、多様な主体の協働が不可欠です。脆弱性の評価結果を踏まえ、市民・民間企業・医療機関・行政機関等、社会を構成する各主体が自らの役割を理解し、自主的かつ積極的に対策に取り組むことが求められます。

5-1 市民の役割

大規模自然災害が発生した場合、当たり前の日常が一変し、必要な物資が手に入らないなど、制約のある生活が続くことが予想されます。

自助の取組として「家具を固定すること」「水・食料を少なくとも3日分備蓄すること」「マイ・タイムラインを作成すること」が重要です。これらにより自らの命を守るとともに、住宅の耐震化などで生活の基盤を維持できるよう備えておくことが期待されます。

加えて「自分たちの地域は自分たちで守る」という観点から、近隣とのつながりづくりや自主防災組織の訓練への参加を通じて、平時から共助の関係を築いておくことが大切です。

5-2 企業の役割

民間企業の経済活動は、市民の安定した生活を支え、地域社会において重要な役割を果たしています。大規模自然災害が発生した場合でも、経済活動の基盤となる施設・設備を維持し、事業を継続することが期待されます。また、地域の一員として共助の活動に積極的に参加し、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも重要です。とりわけ、市民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業は、施設の耐震化等により被害を軽減するとともに、被災時には可能な限り早期に平時のサービス水準を回復することが期待されます。

5-3 医療機関の役割

大規模自然災害が発生した場合、最も重要なことは人命救助であり、地域の医療機関は、その役割が極めて重要です。被災時にも医療を継続できるよう備えるとともに、災害時にも重篤救急患者に対する救命医療を行うことが求められます。

また、被災地とならなかった場合においても、被災地内の医療機関や災害拠点病院の負担が増大した際に患者の受け入れなどの支援ができるよう、平時から連携体制を強化しておくことが期待されます。

5-4 市の役割

本市の強靭化を実効性のあるものとするためには、本計画を策定した上で、その取組を総合的かつ計画的に進めることができます。取組の優先度や実施時期を明確にし、関係部局が連携して実効性を高める体制を整える必要があります。また、市民、民間企業等の各主体が積極的に強靭化に取り組めるよう、環境整備や情報提供を含む支援策を着実に進めることが求められます。

なお、本計画に基づく事業の実施にあたっては、交付金や補助金等の外部資金を積極的に活用するものとします。

東松山市国土強靭化地域計画

令和4(2022)年3月 策定

令和8(2026)年4月 改定

東松山市 市民生活部 危機管理防災課

〒355-8601

埼玉県東松山市松葉町1-1-58

TEL 0493-23-2221(代表)

FAX 0493-22-7799

<https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/>